

教育委員会定例会(11月)会議録

日 時 平成29年11月20日(月) 10時00分～11時30分

場 所 市庁舎3階 308会議室

出席委員 大津 秀明(教育長) 永田 見生(委員)
日野 佳弘(委員) 白水 美弥子(委員)
喜多村 浩司(委員)

事務局 窪田 俊哉(教育部長)
大久保 隆(教育部次長) 橋本 五郎(学校教育改革担当次長)
伏貫 義樹(教育センター所長)
川上 喜美子(学校施設課長) 渡辺 唯希(学校施設課計画主幹)
松本 良一(教職員課長) 平田 敬一(学校教育課長)
上野 順也(学校教育課学務主幹) 本村 政夫(学校教育課指導主幹)
刈茅 洋子(学校保健課長) 谷口 健二(人権・同和教育課長)
國武 博(田主丸事務所長) 山内 義美(北野事務所長)
澁田 光弘(城島事務所所長) 酒見 賢次(三瀨事務所長)
稲益 久之(体育スポーツ課長) 江頭 裕二(生涯学習推進課長)
馬場 博文(文化財保護課長) 杉山 和敏(中央図書館長)

議 案

- 第49号議案 平成29年度教育費12月補正予算に係る意見の申出について
- 第50号議案 財産(柔道畳)の取得に関する議案に係る意見の申出について
- 第51号議案 篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について
- 第52号議案 篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について
- 第53号議案 篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について
- 第54号議案 屏水中学校校舎改築工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について
- 第55号議案 平成30年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成30年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について
- 第56号議案 久留米市立学校の主任等の任命について
- 第57号議案 交通事故による損害賠償の専決処分に関する議案に係る意見の申出について

議案

議案審議の前に第51号議案、第52号議案、第53号議案、第54号議案については一括して審議することが承認された。

第49号議案 平成29年度教育費12月補正予算に係る意見の申出について

教育長 それでは、議案の審議に入ります。
 「第49号議案 平成29年度教育費12月補正予算に係る意見の申出について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

教育長 ただいま事務局より第49号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。
(全委員) (質疑なし)

教育長 ご質問等が無いようですので早速採決に入ります。
 「第49号議案 平成29年度教育費12月補正予算に係る意見の申出について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員) (挙手)

教育長 賛成全員でありますので第49号議案を原案のとおり承認いたします。

第50号議案 財産（柔道畳）の取得に関する議案に係る意見の申出について

教育長 次に、「第50号議案 財産（柔道畳）の取得に関する議案に係る意見の申出について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

教育長 ただいま事務局より第50号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

A委員 柔道畳などは、最初から工事の予算の中に入っていないのでしょうか。

事務局 今回購入いたしますのは、メインアリーナに設置するために購入するもので、武道場に常設的に設置する畳については工事予算の方に入っております。メインアリーナについては、バレー等で使用するための備品は工事予算に入っていますが、柔道

に関しては大規模な国際大会などは柔道場だけでは入りきれずメインアリーナを使用することになります。武道に関する備品の購入は久留米市で負担することになっていきますので、今回購入するものでございます。

教育長 他に質問等が無いようですので採決に入ります。
「第50号議案 財産（柔道畳）の取得に関する議案に係る意見の申出について」、賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員）

（挙手）

教育長 賛成全員でありますので第50号議案を原案のとおり承認いたします。

- | | |
|--------|---|
| 第51号議案 | 篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について |
| 第52号議案 | 篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について |
| 第53号議案 | 篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について |
| 第54号議案 | 屏水中学校校舎改築工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について |

教育長 次に、「第51号議案 篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について」、「第52号議案 篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について」、「第53号議案 篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について」、「第54号議案 屏水中学校校舎改築工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について」事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

教育長 ただいま事務局より第51号議案から第54号議案について説明がありました。ご質問やご意見はありますか。

（全委員）

（質疑なし）

教育長 ご質問等が無いようですので早速採決に入ります。
「第51号議案 篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契

約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員)

(挙手)

教育長 賛成全員でありますので第51号議案を原案のとおり承認いたします。

教育長 「第52号議案 篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員)

(挙手)

教育長 賛成全員でありますので第52号議案を原案のとおり承認いたします。

教育長 「第53号議案 篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員)

(挙手)

教育長 賛成全員でありますので第53号議案を原案のとおり承認いたします。

教育長 「第54号議案 屏水中学校校舎改築工事請負契約の一部を変更する契約締結に関する議案に係る意見の申出について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員)

(挙手)

教育長 賛成全員でありますので第54号議案を原案のとおり承認いたします。

第55号議案 平成30年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成30年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について

教育長 次に、「第55号議案 平成30年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成30年度久留米市立久留

米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

教育長 ただいま事務局より第55号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

A委員 小・中学校でも特別支援学級や通常学級での受け入れを実施していますが、特別支援学校と特別支援学級に通う子どもたちは、障害の程度によってどちらになるかなどの基準があるのでしょうか。

事務局 どこが適切な学びの場になるかの判断にあたっては、ちょうど今の時期に実施している就学相談会で、医師や教員が一人ひとりと面談をした内容をもとに判断しています。基本的に特別支援学校については、学校教育法施行令において、知的障害があり日常生活を営むことに対し援助を必要とするもの、社会生活への適応が著しく困難であるものなどと定められていますので、それに基づき判断を行っております。

A委員 障害の程度の重い軽いは何か基準があるのでしょうか。

実際に特別支援学校までは通学が難しく、近くの学校で対応できるのであれば、通いたいという方も多くいらっしゃると思います。

教育長 個々の児童生徒の障害の程度などを踏まえ、最終的に就学相談会を通して保護者及び子どもの同意を得ながら対応している中で、特別支援学級に通っているということです。

事務局 程度をはかる数値のようなはっきりとした基準があるのではなく、最終的には保護者の意向などを最大限配慮して総合的に判断をしています。

A委員 ダウン症の子どもは急に暴れたりする心配があまりないと思われしますので、通常の学級や特別支援学級に通うこともできるような気がします。

B委員 保護者の中には通学のことで心配されてある方もいて、久留米特別支援学校であればスクールバスを運行しているので、保護者の負担が少ないから通わせているということもあるようです。

教育長 いわゆる万人から見たときの基準があるかということと必ずしもそうではなく、総合的に判断しているということです。

C委員 微妙な判断をしなければならないというときは、学校長が判断するということになるのですか。

事務局 特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室など、どの学びの場が本人にとって一番良いかということについては、医師、学校関係者などの専門家で組織する就学支援委員会で検討し、保護者の合意をとりながら最終的に決定するということになります。

教育長 他にご質問等はありませんか。
無いようですので採決に入ります。
「第55号議案 平成30年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成30年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員)

(挙手)

教育長 賛成全員でありますので第55号議案を原案のとおり承認いたします。

第56号議案 久留米市立学校の主任等の任命について

教育長 次に、「第56号議案 久留米市立学校の主任等の任命について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

教育長 ただいま事務局より第56号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

(全委員)

(質疑なし)

教育長 ご質問等が無いようですので早速採決に入ります。

「第56号議案 久留米市立学校の主任等の任命について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員)

(挙手)

教育長 賛成全員でありますので第56号議案を原案のとおり承認いたします。

第57号議案 交通事故による損害賠償の専決処分に関する議案に係る意見の申出について

教育長 次に、「第57号議案 交通事故による損害賠償の専決処分に関する議案に係る意見の申出について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

教育長 ただいま事務局より第57号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

D委員 物損の保険には久留米市は加入していないのですか。

事務局 物損の保険にも加入しております。その保険会社と相手方との交渉の中で今回の損害賠償額となっています。

教育長 和解契約とその額の決定は議会の議決要件になっており、市議会に議案として提出するために、今回、教育委員の皆様の意見をいただくものです。

事務局 相手方との交渉は市が契約している保険会社が行っていますが、市が損害賠償をするため、地方自治法上、議会の議決が必要になりますので、今回の対応をとるものです。

D委員 この和解書はどなたが作成されたのですか。「甲は乙の指定するところにより損害賠償金として支払う」となっていますが、この乙の指定するところによりという文言はどのような意味なのですか。

事務局 和解書は、久留米市で作成しています。

「乙の指定するところにより」という文言は、支払い方法などを含めまして相手方の指定するところで支払うという意味で

す。

D委員

「乙の指定するところにより」という表現はいかがかと思えます。このままだと、損害賠償金も相手方が指定したというように読み取れます。ここは、「甲は乙に対して損害賠償金〇〇円を支払う」とだけ書けばいいと思います。裁判所に提出する和解書には、通常このような表現は使いません。

また、「今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申立てをしないことを確約する」とありますが、このような表現も使用しません。「本件和解に関し、全て解決したものとして本件に関し甲乙なんら債権債務を負担しないことを相互に確認する」という表現になります。

それに、これは市が使用者責任に基づいて損害賠償を行うということで、本件は単純ミスで追突したということですが、仮に故意に事故を起こしたという場合には、本人への求償制度があるのですか。

まず、本件に関して見積書はとってあるのですか。

事務局

実際に修理をしてもらう業者から見積書をとっております。

D委員

そうであれば、和解書の文言は、弁護士などの専門家に尋ねるなどした方がいいと思います。

教育長

今のご指摘に対し、この場で全ての回答はできないと思えます。市では過去にも交通事故の和解議案を提出しており、この和解書もこれまでの議案に使用している文言で作成しています。委員ご指摘の部分は、久留米市全体の法制を所管する総務部に指摘事項を伝えたいと思えます。

事務局

教育長からもありましたように、全庁的なフォーマットの文言になっていますが、ご指摘に関して法制担当の部署である総務部と協議したいと思えます。

また、求償制度についてですが、法律により故意又は重大な過失がある場合は求償することができる定められておりますので、故意に起こした事故などについては、本人に求償することができます。

教育長

他にご質問等はありませんか。無いようですので採決に入ります。

「第57号議案 交通事故による損害賠償の専決処分に関する

議案に係る意見の申出について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員)

(挙手)

教育長

賛成全員でありますので第57号議案を原案のとおり承認いたします。次に報告事項に移ります。

報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 六ツ門図書館展示コーナー企画展「むかしのくらし展ーくるめ今昔写真館ー」開催について
- (3) 有馬記念館企画展「花鳥画の世界」開催について
- (4) 久留米市立図書館及び視聴覚ライブラリーの特別整理期間に伴う休館日の設定について
- (5) 平成29年度久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式について
- (6) 平成28年度児童生徒問題行動等調査結果について
- (7) 平成29年度いじめ問題対応強化月間の取組結果について
- (8) 平成29年度講道館杯全日本柔道体重別選手権大会の成績報告について

今後のスケジュール

- 12月定例会：12月22日（金）10時～ 市庁舎3階 308会議室
- 1月定例会：1月29日（月）9時～ 場所調整中

教育長

これで全ての審議が終了しました。以上をもちまして、久留米市教育委員会11月定例会を終了いたします。